

区連会 資料 2-5

令和 7 年 2 月 18 日
旭区連合自治会町内会連絡協議会資料
旭区役所総務課

連合自治会町内会長 様

令和 7 年国勢調査員推薦等への御協力について（お願い）

日ごろから、各種統計調査に格別の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、本年 10 月 1 日を期して全国一斉に令和 7 年国勢調査が実施されます。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、国内に居住するすべての人を対象とする国の最も重要な調査です。

つきましては、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いいたしますとともに、各自治会・町内会におかれましては、国勢調査員として適任の方を御推薦賜りますようお願い申し上げます。

1 各自治会町内会様に依頼する調査区数・調査員数

調査区数 1,906 調査区（旭区全体 2,065 調査区）

調査員数 1,012 人（内 2 調査区担当調査員 894 人）

調査区内の居住世帯（1 調査区あたり約 50 世帯）に対して、調査書類の配布等を行っていただきます。

一人当たり原則、2 調査区（約 100 世帯）を担当していただきます。

※ 各連合自治会町内会別の依頼数については、「資料 1」を御覧ください。

2 調査員の主な仕事

- ① 調査員説明会への出席（9 月 1 日～9 月中旬）区役所等で実施します。
- ② 担当調査区域の範囲確認、調査書類の配布準備（説明会～9 月 19 日）
- ③ 調査票の世帯配布（9 月 20 日～9 月 30 日）
- ④ 回答確認リーフレットの配布（10 月 1 日～10 月 3 日）
- ⑤ 調査票の回収（回収の約束をした世帯のみ）（10 月 1 日～10 月 8 日）
- ⑥ 調査関係書類の区役所への提出、未提出世帯への督促状配布（10 月中～下旬）

3 前回（令和 2 年）調査からの主な変更点

- 前回調査では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から非接触型の調査方法を採用していましたが、令和 7 年調査では、従来の「対面による調査書類の配布」を原則とします。
- 調査活動を始める時期が後ろ倒しになり、実働期間は短くなります。また、調査書類配布期間に土日が 2 回あり、調査活動がしやすくなっています。
- 直接面会して世帯に説明することが困難と見込まれる場合、外観やマンション管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で、調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

4 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員となります。任命期間は、9月1日から10月31日の2か月間となる予定です。

5 調査員の報酬

- ・ 2調査区100世帯を調査した場合、約78,000円程度
 - ・ 1調査区 50世帯を調査した場合、約42,000円程度
- ※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

6 依頼方法

各自治会町内会長様に直接、3月初旬に郵送で御依頼させていただきます。

7 各自治会町内会様への依頼内容について

「資料2」を御覧ください。

8 添付資料

(資料1) 令和7年国勢調査 連合自治会町内会別国勢調査員推薦依頼数

(資料2) 令和7年国勢調査員の推薦のお願い

- ア 依頼文
- イ 調査区域全図（見本）
- ウ 令和7年国勢調査員推薦名簿
- エ 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い
- オ 令和7年国勢調査 調査員就任承諾書
- カ 国勢調査に関するチラシ

問合せ先：旭区役所総務課統計選挙係
佐藤、佐々木、飯嶋、岩澤

電話：954-6012

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

令和7年国勢調査 連合自治会町内会別国勢調査員推薦依頼数

地区名	調査区数	調査員推薦依頼数	うち2調査区担当調査員	地区名	調査区数	調査員推薦依頼数	うち2調査区担当調査員
鶴ヶ峰地区町内会連合会	217	113	104	希望が丘南地区連合自治会	63	33	30
白根地区町内会自治会連合会	102	54	48	さちが丘地区連合自治会	98	51	47
旭北地区連合自治会	109	60	49	万騎が原連合自治会	56	33	23
上白根連合自治会	21	11	10	二俣川地区連合自治会	130	70	60
今宿地区町内会自治会連合会	104	54	50	二俣川ニュータウン連合町内会	75	42	33
川井地区町内会自治会連合会	103	53	50	旭中央地区連合町内会	41	22	19
若葉台連合自治会	116	60	56	旭南部地区連合自治会	93	48	45
笹野台地区連合自治会	91	50	41	左近山連合自治会	108	55	53
希望が丘連合自治会	81	44	37	市沢地区連合町内会	54	28	26
希望が丘東地区連合自治会	113	61	52	その他(連合未加入自治会)	131	70	61
総計					1,906	1,012	894

※ 調査員数については、自治会町内会ごとに原則1人2調査区で人数を算出しています。

自治会町内会長 様

旭区長 榎藤 由紀子

令和7年国勢調査員の推薦のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政・区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を基準日として、国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な統計調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、国勢調査の重要性を御理解いただき、令和7年の実施にあたりまして、国勢調査員として適任の方の御推薦につき御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 御推薦いただきたい調査員数等

前回と同様に、原則、調査員お一人につき2調査区の御担当をお願いいたします。

調査区数 _____ **調査区** (調査区域は別添の地図を御覧ください)

調査員 _____ **人** (うち2調査区を御担当いただく調査員 _____ 人)

※2調査区の組み合わせは、地域の地理に詳しい自治会町内会さまにお任せします。

2 自治会町内会長の皆様をお願いしたいこと

(1) 調査区域の確認

調査区域は、極力自治会町内会のエリアで設定をしていますが、国の規定上、どうしても、自治会エリアをまたがってしまう場所がありますのでご了承ください。

(2) 2調査区を担当する調査員の調査区域の組み合わせ

同封の調査区域全図(自治会町内会長様用資料です。)をご利用いただき、2調査区の組み合わせをお願いいたします。

【調査区域全図の見方】

- 1 お願ひさせていただく調査区域を赤で囲んでいます。
- 2 赤字は調査区番号です。推薦名簿には、この番号をご記入ください。
- 3 青数字は世帯概数(住宅戸数)です。組み合わせの参考にご利用ください。

(3) 「調査員推薦名簿」の作成

「調査員推薦名簿」を作成していただき、同封の返信用封筒で4月25日(金)までに旭区役所統計選挙係に御郵送くださるようお願いいたします。

※調査員の推薦が難しい調査区がありましたら、お早めにご相談ください。

※データで御提出いただける場合は、様式をメール送付するため【自治会町内会名、送信者氏名】を本文中に入力のうえ、裏面下部のアドレスにメールで御連絡ください。

(4) 調査員になられる方への資料の配布

調査員になられる方に、別添の「調査員就任のお願い」・「調査員就任承諾書」・担当する「調査区地図※」・「返信用封筒」をお渡しください。

裏面あり

※調査区地図について

地図上の赤色線囲みの範囲が1調査区になります。調査区番号は赤字で示しています。

3 御推薦いただくにあたっての留意点

調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- 責任を持って御自分で調査員の事務を遂行できる方
- 原則として20歳以上の方
- 秘密の保護に信頼をおける方
- 選挙・警察に直接関係のない方
- 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

4 調査員の主な仕事

- ① 調査員説明会への出席（9月1日～9月中旬）区役所等で実施します。
- ② 担当調査区域の範囲確認、調査書類の配布準備（説明会～9月19日）
- ③ 調査票の世帯配布（9月20日～9月30日）
- ④ 回答確認リーフレットの配布（10月1日～10月3日）
- ⑤ 調査票の回収（回収の約束をした世帯のみ）（10月1日～10月8日）
- ⑥ 調査関係書類の区役所への提出、未提出世帯への督促状配布（10月中～下旬）

5 調査員の報酬

- ・ 2調査区100世帯を調査した場合、約78,000円程度
- ・ 1調査区 50世帯を調査した場合、約42,000円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

《送付書類一覧》

- ① 令和7年国勢調査員の推薦のお願い（本文書）
 - ② 令和7年国勢調査員推薦名簿……………1枚
 - ③ 名簿返信用封筒……………1枚
 - ④ 調査員推薦用調査区地図
 - ・ 調査区域全図……………1枚（※御依頼する調査区が多い場合は、複数枚に分けています。）
 - ・ 調査区地図……………お願ひする調査区数分
 - ⑤ 令和7年国勢調査 調査員就任のお願ひ
 - ⑥ 就任承諾書
 - ⑦ 承諾書返信用封筒
- ……………推薦依頼調査員数
※⑤⑥は⑦の封筒に入れてあります。
調査区地図と一緒に、調査員になれる方へお渡しくたさい。

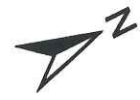
【前回(R2)国勢調査との相違点】

- ・ 前回調査では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では、従来の「対面による調査書類の配布」を原則とします。
- ・ 調査書類配布期間に土日が2回あり、調査活動がしやすくなっています。
- ・ 直接面会して世帯に説明することが困難と見込まれる場合、外観やマンション管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で、調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

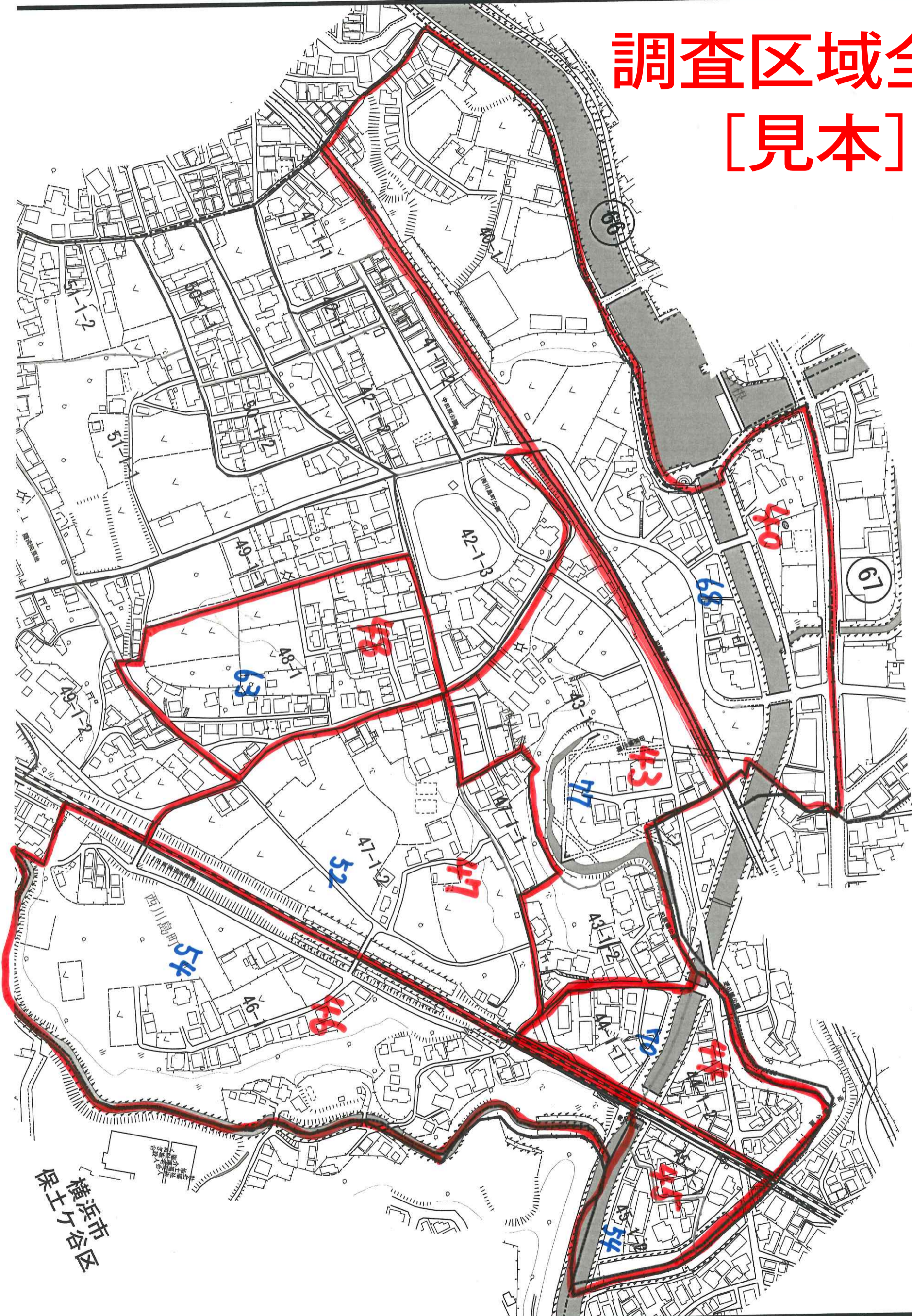
問合せ先：旭区役所総務課統計選挙係
佐藤、佐々木、飯嶋、岩澤

電話：954-6012

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp



調査区域全図 [見本]



横浜市
保土谷区



令和7年 国勢調査員推薦名簿

自治会・町内会名

推薦者氏名

TEL

調査区番号	調査員氏名	電話番号
2020-1 2021-1	旭 太郎	〇〇〇-〇〇〇〇
2022-1 2023-1	横浜 花子	△△△-△△△△
2008-1	神奈川 次郎	090-××××-××××
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

記
載
例

裏面あり

	調査区番号	調査員氏名	電話番号
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回は22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

《前回調査（令和2年国勢調査）との調査員事務の主な変更点》

- ・ 前回調査では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では、従来の「対面による調査書類の配布」を原則とします。
- ・ 調査活動を始める時期が後ろ倒しになり、実働期間は短くなります。また、調査書類配布期間に土日が2回あり、調査活動がしやすくなっています。
- ・ 直接面会して世帯に説明することが困難と見込まれる場合、外観やマンション管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で、調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

《調査員の主な仕事》 任命期間（予定）：令和7年9月1日～10月31日

- ① 調査員説明会への出席（9月1日～9月中旬）※区役所等で実施、詳細は別途お知らせします。
- ② 担当調査区域の範囲確認、調査書類の配布準備（説明会～9月19日）
- ③ 調査票の配布（9月20日～9月30日）
- ④ 回答確認リーフレットの配布（10月1日～10月3日）
- ⑤ 調査票の回収（回収の約束をした世帯のみ）（10月1日～10月8日）
- ⑥ 調査関係書類の区役所への提出、未提出世帯への督促状配布（10月中～下旬）

《調査員報酬》

- ・ 2調査区100世帯を調査した場合、約78,000円程度
 - ・ 1調査区 50世帯を調査した場合、約42,000円程度
- ※ 調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。

なお、御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入いただくとともに、調査員証用写真を同封の上、5月16日（金）までにご郵送願います。

《調査員証用写真について》

- 縦4cm×横3cm（写真の裏面に氏名を記入）
- 最近6か月以内に撮影した、無帽・正面向き・胸部以上のものです。
- すでにある写真やデジカメで撮影した写真でも上記の体裁・サイズであれば構いません。

『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』にご記入いただいた情報は、国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年3月

問合せ先 旭区役所総務課統計選挙係 ☎ 954-6012

令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記「調査員の就任要件」①～⑤をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所	横浜市	区	
生年月日	昭和・平成	年	月 日生 (歳)
連絡先 <small>※FAX、携帯電話等をお持ちの方は、差し支えなければ番号を御記入ください。</small>	電話（自宅）	—	—
	※FAX	—	—
	※携帯	—	—
自治会・町内会名			
担当する調査区番号			
国勢調査員経験の有無	有 (回) ・ 無		

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

《国勢調査に関する調査員事務説明会について》

9月上旬～中旬に御出席いただく調査員事務説明会について、御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日昼間	・	平日夜間	・	土曜日や日曜日
------	---	------	---	---------

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望に添えない場合がありますのであらかじめ御容赦ください。

《横浜市職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む）として従事している方へ》

従事している「所属」を以下に御記入ください。別途、兼職手続について御連絡いたします。

所属	局・区	課
----	-----	---

《調査員の就任要件》

① 責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、②原則20歳以上の方、③秘密の保護に信頼をおける方、④選挙・警察に直接関係ない方、⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

返信の際は、調査員証用写真の同封をお忘れなく！

さあ、一緒に！ 国勢調査員 大募集



令和7年10月1日に

国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査 2025



地域の未来の
ために！



暮らしを
より良く変える力に！



地域の人と
話す機会に！



自分のペースで
働ける！



詳しくは、お住まいの市区町村の
統計調査担当窓口までお問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



国勢調査とは？

どんな調査なの？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

すべての人と世帯が対象なんだ！



調査結果は何に使われるの？

- 例えば
- ・高齢者福祉施策
 - ・防災対策・災害対策
 - ・新しいコンビニや店舗など企業の出店計画など

身近なことにも役立つんだね！



国勢調査は、私たちの暮らしに関わる重要な調査です。



調査の成功に欠かすことのできない「国勢調査員」を募集します。

市区町村では、「国勢調査員」として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を広く募集しています。国勢調査において、調査員は調査の成功に欠かせない大切な存在です。

国勢調査員の仕事内容は、大きく5つです

1



調査員説明会に参加

2



担当地域の確認

3



調査についての説明と調査書類の配布

4



回答確認リーフレットの配布と調査票の回収
(インターネット回答や郵送提出をした世帯は除く)

5



回収した調査票の整理と提出

過去に「国勢調査員」を体験された方の声

調査員として人の役に立てることにやりがいがあります。
30代 男性

色々な人と知り合うことができました。
60代 女性

いろんな経験をしてみたいと思い、挑戦してみました。
20代 女性

調査を通して、地域とのつながりが強くなったと感じます。
50代 男性

同じ町内でも、普段会うことがない人も交流が増えてよかったです。
70代 男性

自分にとっても勉強になり、良い経験になりました。
40代 女性



さあ、あなたのご応募をお待ちしています！

- ・国勢調査員として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を募集しています。
- ・国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。
- ・業務期間はおおむね令和7年8月下旬～10月下旬頃の予定です。報酬も支給されます。

詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査担当窓口まで、お問い合わせください。



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



令和7年国勢調査 調査員事務の流れ

- 9月1日～9月中旬 **調査員説明会への出席**
 区役所会議室等で開催する説明会で書類の作成方法、注意点等を確認します。
- 説明会后～9月19日 **調査の準備**
 1 現地確認
 区から提供される調査区地図で現地を確認し、所定の地図と調査世帯の名簿を作成します。
 2 調査書類のセット
 世帯に配布する調査票等の書類をセットし、配布の準備をします。
- 9月20日～30日 **調査票の配布**
 担当区域を巡回し、全世帯に調査書類の配布、協力依頼をします。
 ※ このとき必ず回答方法を確認します。
 インターネット・郵送回答を希望された世帯には、回収に伺う必要がありません。
 回収を希望される世帯には、回収日の約束をします。
 なお、直接面会することが難しい場合には、居住確認を行えた時点で、調査書類をポスト投函します。
 ※ 調査員の負担軽減につながりますので、世帯の了解が得られる場合は、インターネット・郵送回答を推奨します。
 (ただし、無理強いは禁物です)
- 10月1日～3日 **回答確認リーフレットの配布**
 全世帯に回答確認リーフレットを配布します。
- 10月1日～8日 **調査票回収**
 回収の約束をした世帯を訪問し、調査票を回収します。
 調査票は封をした状態で受領するため、内容の確認は不要です。
- 10月中旬～下旬 **調査書類の提出**
 回収した調査票、調査員が作成する名簿等を整理し、指定日に区役所に提出します。
 この時点で回答が確認できない世帯に督促をします。
 督促用の書類をお渡ししますので、該当世帯に赴きポスト投函して終了となります。